

## 障がい者相談支援事業による「基幹相談支援センター」 及び「障がい者相談支援事業」の運営事業者公募について

### 1 相談支援

障害者基本法第23条では、市町村に障害者及びその家族等の相談に総合的に応ずるための必要な相談体制整備を求めており、本市では、障がい者相談支援事業により「恵庭市障がい者総合支援センター」を1か所設置し、令和3年4月から令和8年3月までの運営を社会福祉法人光風会に委託しています。

国では、地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などを行う「基幹相談支援センター」を令和8年度末までに設置するよう市町村に求めています。

### 2 基幹相談支援センター事業(新規)

#### (1)基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の重要な拠点として、総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行います。

- ① 総合的・専門的な相談支援の実施
  - ・総合的な相談支援(3障がい対応)の実施
  - ・専門的な相談支援の実施
- ②地域の相談支援体制の強化
  - ・相談支援事業者への専門的指導、助言
  - ・相談支援事業者の人材育成
  - ・相談機関との連携強化の取組
- ③地域移行・地域定着の促進の取組
  - ・入所施設や精神科病院への働きかけ
  - ・地域の体制整備に関するコーディネート
- ④権利擁護・虐待の防止
  - ・成年後見制度利用支援事業
  - ・虐待防止

## (2) 基幹相談支援センターの財源

基幹相談支援センターは交付税財源ですが、機能強化を図るための「基幹相談支援センター等機能強化事業」は、地域生活支援事業費補助金として国庫補助の対象となります。

## 3 公募の概要

- (1) 恵庭市障がい者相談支援事業及び基幹相談支援センター事業
- (2) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (3) 実施方法 委託
- (4) 履行期間 令和8年4月1日～令和13年3月末日までの5年間
- (5) 箇所数 恵庭市障がい者相談支援事業及び基幹相談支援センター事業 各1か所

## 4 公募手続き

- (1) 公募期間 令和7年8月(概ね1か月間)
- (2) 提出場所 恵庭市役所保健福祉部 障がい福祉課 28番窓口

## 5 選定方法

### (1) 事業者選定

プロポーザル審査会を設置し、審査基準に基づき書類審査及び事業者によるプレゼンテーション・ヒアリング等により総合的に評価を行う。

### (2) 選定結果

令和7年10月下旬に企画提案者に対し書面により通知するほか、市ホームページで公開し、恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会、恵庭市議会厚生消防常任委員会へ報告する。

## 6 事業者選定までのスケジュール

- ・令和7年6月 恵庭市議会厚生消防常任委員会報告
- ・令和7年7月 恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会報告
- ・令和7年7月 第1回選考委員会(募集要領・審査項目・審査基準決定)
- ・令和7年8月 募集要領公表、質疑書の受付開始、参加申込書の受付開始
- ・令和7年9月 第2回選考委員会(選考審査)
- ・令和7年10月 審査結果の通知と公表(選定結果等をホームページで公開)
- ・令和7年11月 恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会報告
- ・令和7年12月 恵庭市議会厚生消防常任委員会報告

## 【参考】障害福祉における重層的な相談支援体制

### 【第3層】

#### c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

国は、令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置を求めている。

### 【第2層】

#### b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

現状:恵庭市障がい者総合支援センターを設置

### 【第1層】

#### a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
  - ・サービス利用支援
  - ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業